

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日が休日は、その日を當日)

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名住 所登録の記号及び番号登録年月日  
 佐久本 健 鳥取市吉方二四八 鳥医一、二三二 昭和四十一年十一月二十一日

## 鳥取県告示第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名住 所登録の記号及び番号登録年月日  
 榎本 良介 米子市加茂町一丁目 鳥医一、二三四 昭和四十一年十一月三十日

## 鳥取県告示第四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

## 鳥取県告示第二号

告 示

健康保険法による保険医の登録  
 健康保険法による保健薬剤師の登録  
 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定  
 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出  
 生活保護法による医療機関の指定

土地改良事業の認可  
 土地改良区の設立の認可

保育林の指定の解除  
 土地の用途廢止

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

氏名住 所登録の記号及び番号 登録年月日

|       |              |    |     |        |
|-------|--------------|----|-----|--------|
| 高塚美知子 | 倉吉市越畠町一五五一の四 | 鳥薬 | 一七一 | 昭和四十一年 |
| 武本 博之 | 福守五六八        |    | 一七二 | 十一月三十日 |
| 堀江 祐子 | 東伯郡東伯町八橋一四一  |    | 一七三 | "      |
| 荒金 清美 | 倉吉市鴨河内一七三七   |    | 一七四 | "      |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表

越智内科医院 米子市加茂町一の九 内科

鳥取県立厚生病院 倉吉市下田中字東志賀手三四三 内科、外科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科

理学診療科 石破 二朗

越智 勤 昭和四十一年十二月十日 乙表点数表

鳥取県知事

石破 二朗

田中藥局

西伯郡淀江町淀江

内科、小兒科

田中 律子

南家令四郎

二十九日

八日 乙表点数表

南家医院

境港市渡町一二六二

内科、小兒科

南家令四郎

二十九日

八日 乙表点数表

### 鳥取県告示第六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

ので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。  
昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石破 二朗

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 名 称 所 在 地 診療科名 廃 止 年 月 日                 | 名 称 所 在 地 診療科名 廉 止 年 月 日      |
| 森 医院 岩美郡国府町大字谷一三の二番地 内科、小兒科 昭和四十一年十一月十三日 | 平林 薬科治療院 米子市糀町二丁目一二五番地 藥科 三十日 |
| 古賀 薬科医院 " 天神町一丁目五〇番地                     |                               |

二十二日

### 鳥取県告示第五号

## 鳥取県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年五月二十六日制定）第十二条の規定により告示する。

五年厚生省令第二十一号 第十二条の規定により告示する。  
昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 指定年月日        | 名称     | 所在地           | 診療科名   | 開設者名  |
|--------------|--------|---------------|--------|-------|
| 昭和四十一年十一月十四日 | 森 医院   | 岩美郡国府町大字糸谷一の五 | 内科、小児科 | 森 納   |
| 十二月一日        | 平林歯科医院 | 米子市丸町二丁目一二五番地 | 歯科     | 平林 克之 |
| 十一月二十三日      | 古賀歯科医院 | 天神町一丁目五〇番地    | 歯科     | 古賀 要  |
| 昭和四十二年一月十日   |        |               |        |       |

## 鳥取県告示第八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（農道）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第十号

昭和四十一年十二月十日付けで西伯郡名和町大字高田一、二一二番地古好莊治ほか十四人の者から申請のあつた大山開拓名和町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第九号

西伯郡西伯町大字鴨部一、五三三番地 遠藤潔雄ほか二十人の者から申請のあつた法勝寺南土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十二月二十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する場所 名和町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

場

所面積用途

### 鳥取県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年一月十日

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月二十六日から用途廃止した。

| 場 | 鳥取県知事 | 石 | 破 | 二 | 朗 |
|---|-------|---|---|---|---|
| 所 |       |   |   |   |   |
| 面 |       |   |   |   |   |
| 積 |       |   |   |   |   |
| 用 |       |   |   |   |   |
| 途 |       |   |   |   |   |

| 東伯郡東伯町大字八橋字栗子二三六九番地先及び<br>二三七二番地先から二三七五番地先まで | 面     | 積       | 用 | 途 |
|--|-------|---------|---|---|
|  | 九七、九一 | 一九七メートル |   |   |
|  |       | 道路敷     |   |   |

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）
- 三 保安林として指定された目的

飛砂の防備

- 一 観光遊歩道敷地とするため
- 二
- 三 解除の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月二十一日から用途廃止した。

昭和四十一年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年一月十日

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月二十六日から用途廃止した。

| 日野郡溝口町宇代字門田三六七番地先から三六八番五地先まで及び三六二番第一地先から三六三番地先まで | 面     | 積       | 用 | 途 |
|--|-------|---------|---|---|
|  | 三九、九三 | 一九七メートル |   |   |
|  |       | 道路敷     |   |   |